

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(食料品等価格高騰支援給付金) 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(食料品等価格高騰支援給付金)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(食料品等価格高騰支援給付金)において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和8年2月27日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （自治体中間サーバー、住基ネットゲートウェイシステム）
システム3	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能: 自治体中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能: 自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能: 自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)）
システム4	
①システムの名称	振込データ作成システム
②システムの機能	①振込データの作成
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付(食料品等価格高騰支援給付金)ファイル	

4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和8年/デジタル庁・総務省/告示第1号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和8年/デジタル庁・総務省/告示第5号)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 (船橋市が提供する根拠) なし
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局福祉サービス部地域福祉課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付(食料品等価格高騰支援給付金)ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	①全世帯(原則、令和8年1月1日時点において住民登録されている世帯) ②加算世帯(全世帯のうち、令和7年度の住民税が非課税又は均等割のみ課税の世帯) 上記①②のうち、情報提供ネットワークシステムを用いて公金受取口座情報又は税情報の取得が必要となる者。
その必要性	上記①②の者の口座情報を情報提供ネットワークシステムから取得し、プッシュ型支給(積極支給)を行うことで、迅速かつ確実な支給を可能とするため。 また、上記②の者については、支給要件の該当性を確認し、迅速な支給を可能とするため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (支払口座等)
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定し、情報提供ネットワークシステムでの照会を行うために保有 ・5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、その他住民票関係情報: 正確な本人特定を行い、支給状況を管理するために保有 ・地方税関係情報: 加算世帯における受給資格の確認のため保有 ・生活保護関係情報: 生活保護法の規定により、救護施設、更生施設又は日常生活支援住居施設に入所している児童の居住地や送付先を把握するため保有 ・児童福祉・子育て関係情報、障害者福祉情報、介護・高齢者福祉関係情報: 措置等入所者の居住地や送付先を把握するため保有 ・支払口座等: 食料品等価格高騰支援給付金の口座振込先確認のため保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和8年1月23日
⑥事務担当部署	船橋市健康福祉局福祉サービス部地域福祉課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民税課、戸籍住民課、障害福祉課、高齢者福祉課、生活支援課、子育て給付課、子ども家庭支援課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村、都道府県) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	特定公的給付(食料品等価格高騰支援給付金)ファイルの受給資格の審査・支給事務処理を行うため。	
④使用の主体	使用部署	地域福祉課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・税情報等の突合を行い、加算世帯の対象者を抽出し、支給事務処理を行う。 ・全世帯に対し、把握した支払口座等の情報を基に、支給事務処理を行う。 ・申請書類をシステム入力し、支給事務処理を行う。
	情報の突合	・支給要件の審査及び支給の実施のため、申請書の内容、住民基本台帳情報等と情報提供ネットワークシステム、庁内他部署等から入手した情報を突合する。
⑥使用開始日	令和8年1月23日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> (2) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	給付金申請受付・審査業務	
①委託内容	給付金に係る申請受付業務全般	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社キャリアリンク	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託しようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。	
	⑥再委託事項	食料品等価格高騰支援給付金に係る申請受付・審査業務の一部を再委託する。	

委託事項2～5

委託事項2	船橋市食料品等価格高騰支援給付金システムの運用・保守業務	
①委託内容	船橋市食料品等価格高騰支援給付金システムの運用・保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社ムサシ	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託しようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。	
	⑥再委託事項	船橋市食料品等価格高騰支援給付金システムの運用・保守業務の一部を再委託する。	

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない		
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<要配慮個人情報を含まない>

○受給対象者等情報

宛名番号、届出日、異動日、異動事由、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日、住民となった事由、通知番号、世帯番号、世帯主名、世帯主情報、前世帯主、現住所、前住所、本籍地、死亡年月日、転入元住所、転出先住所、消除情報、転出年月日、国籍、国籍取得日、国籍喪失日、外国人国籍、外国人住民日、外国人在留期間、通称、個人番号、電話番号、措置入所等の有無

○給付金資格内容情報

受給者区分、合計所得金額、均等割額、均等割減免額、課税区分、確認書送付日、振込区分、不足書類有無、請求年月、支給金額、返還の有無、返還日、決定内容入力日、決定年月日、決定理由、申請受付日、申請年月日、申請種別、申請内容入力日、支給した給付金についての情報

○送付先情報

送付先住所、送付先氏名

○居住地情報

居住地住所、居住地氏名

○支給実績情報

請求年月日、振込年月日、支給金額、支払処理年月日、振込方法

○口座情報

金融機関コード、支店コード、金融機関名、金融機関名カナ、支店名、支店名カナ、出張所区分、口座種別、口座種別名称、口座番号、口座名義人カナ、口座名義人漢字

○情報提供ネットワークシステムでの照会に係る情報等

番号体系、宛名番号、統合宛名番号、照会依頼日時、情報照会者部署コード、情報照会者ユーザID、情報照会者機関コード、照会側不開示コード、事務コード、事務手続コード、情報照会者機関コード(委任元)、情報提供者機関コード(委任元)、情報提供者機関コード、特定個人情報名コード、照会条件区分、照会年度区分、照会開始日付、照会終了日付、情報照会状態、中間サーバー受付番号、照会結果レコード識別番号、提供の求めの日時、有効期間終了日、照会ステータス(明細単位)、照会処理結果メッセージ(明細単位)、照会ステータス(特定個人情報名単位)、照会処理結果メッセージ(特定個人情報名単位)、完了日時、取りやめ事由コード、不開示コード、課税年度、給与専従者収入額、同一生計配偶者、扶養控除対象、16歳未満扶養親族、市町村民税所得割額(定額減税前)、市町村民税均等割額、住民登録外課税の有無、住民登録外課税者の課税地市区町村コード

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付(食料品等価格高騰支援給付金)ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①申請書の受付時、窓口において届出内容や身分証明書などの本人または代理人の本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報入手を防止している。 ②申請書等については、必要以外の情報が記載できない書式とする。 ③積極支給の対象者の抽出については、事前に決められた部署から必要な情報のみを手入する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書等の提出を求める際、利用目的・記載内容について説明のうえ記載を求めている。 ②調査・照会等により情報入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求めている。 ③食料品等価格高騰支援給付金を操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。 <p><入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の入力、削除または訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除又は訂正を行った者以外の者が確認する。 ②入力、削除または訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。 <p><入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書等の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。 ②申請書等の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。 ③全職員を対象として、情報管理職場研修(上司と部下が情報管理について確認する研修)及びeラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施している。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①番号法別表及び関係主務省令に定められた事務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築している。 ②アクセス制御機能により、評価対象の事務に必要なない情報にアクセスできないようにする。 ③個人番号と紐付けて取得及び管理する特定個人情報は、システムの機能として、業務上必要な情報に限定しているため、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。 ④認証後は、利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	

<p>ユーザ認証の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない</p> <p>＜ユーザ認証の管理＞ ①システムを利用する必要がある職員のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。 ②なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。</p> <p>＜アクセス権限の発行・失効の管理＞ ①所属による権限発行を主にしており、その課・係に最低限必要なもののみを発行する。 ②異動等により所属が変わる際には、職員の所属情報を変更し、アクセス権限を変更又は廃止する。 ③個別にアクセス権限を付与する際には、必要な業務内容を判断し、情報システム管理者(所属長)の承認を得て登録する。 ④異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止する。 ⑤発行・失効管理簿に記録・保管する。</p> <p>＜アクセス権限の管理＞ ①共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ②ユーザIDやアクセス権限を情報システム管理者(所属長)が定期的を確認し、アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は廃止する。 ③不正なアクセスが行われないように、端末の操作ログを取得し、保管する。</p> <p>＜特定個人情報の使用の記録＞ ①システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ②操作者は個人まで特定でき、システム上5年間保存する。 ③記録は情報システム管理者(所属長)が定期的に検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>・業務に使用する端末を操作する際、操作者自身のID、パスワードによるログイン、操作終了後の速やかなログオフを徹底する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞ ①情報システム管理者(所属長)は、必要なときにいつでも操作ログを確認できる。 ②システムの操作ログを記録しているので、不正利用を行った場合操作者が特定できることをシステム操作者に周知する。 ③システム操作に関わる者に対して研修を実施し、業務外の利用禁止について法令の罰則規定が適用される事を含めて周知する。 ④業務外利用によって情報を不正に閲覧し、外部に情報を漏らすなどした過去の事例について周知する。 ⑤適時、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。</p> <p>＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置＞ ①バックアップ処理は、管理権限を付与された者のみ行うことができる。 ②委託先に対し、船橋市が指示又は承諾した場合を除き、複製を禁止している。</p> <p>＜その他の措置＞ ①業務端末自体に特定個人情報ファイルが格納されないようにしている。 ②必要な操作以外、食料品等価格高騰支援給付金に関する情報を表示しない。 ③必要な操作を終了した後、直ちに画面表示を閉じることを操作者に徹底させている。</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><食料品等価格高騰支援給付金システムの運用における措置></p> <p>①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。</p> <p>②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。</p> <p>③離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。</p> <p>④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。</p> <p>⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。</p> <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><自治体中間サーバーの運用における措置></p> <p>自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみ、事務に則した処理権限を付与し、不適切な入手が行われないように対応する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベート ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	①当市と保育委託契約を締結し、私立保育園を運営している事業者のサーバがランサムウェア攻撃を受け、園児等329人の氏名・住所等の個人情報について、漏えいのおそれ及び毀損が発生した。 ②市民から精神障害者保健福祉手帳の交付申請を受けた際、市控として入力票の写しを1部印刷するべきところを2部印刷してしまい、そのうち1部をコピー機に取り残したことにより、他の事務手続を行っていた職員が無関係の事業者に対し、他の書類とともに誤って当該市控を交付してしまい、当該市民の氏名・手帳番号等の要配慮個人情報が漏えいした。	
再発防止策の内容	①当市保育運営課より市内の全保育所等(認可外保育施設も含む)に対して、注意喚起の通知文を送付した。また、国の事務対応ガイドに基づく個人情報の取扱いについての特記事項を記した誓約書等を事業者に求め、委託先の個人情報の管理体制についても確認することとした。 ②コピー機を使用した際は印刷されたコピーについて枚数と内容を確認するとともに、窓口で個人情報が記載された書類を交付する際は職員、相手方の双方で書類の内容等を確認し誤交付のないよう改めて徹底する。	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】 <船橋市における措置> ①電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。(※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) ②情報システム管理者(所属長)が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体の持ち込みを禁止する。 ③情報システム管理者(所属長)又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 自治体中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>【技術的対策】 <船橋市における措置> ①ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイアーウォールを設置している。 ②サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。 ⑤サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置> ①個人番号を含む住民情報については、既存住民基本台帳システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、既存住民基本台帳システムとの整合処理を行う。</p> <p><特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク> ①情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。 ②保存年限の過ぎた特定個人情報についてはシステム上の削除処理を実施する。 ③外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。</p> <p><紙媒体に対する措置> ①申請書等については、事務処理が完了したら、速やかに定められた施錠可能な保管場所で管理する運用を徹底する。</p>	

8. 監査	
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input type="radio"/> 内部監査 <input type="radio"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><船橋市における措置> ①地域福祉課の職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持に関する事項を遵守させている。 ③システム操作関係職員(会計年度任用職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ④業務端末の操作者については、必要な操作終了後直ちに端末の画面表示を閉じる事を徹底し、第三者による覗き見を防止している。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><船橋市における措置> ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。 ・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
②請求方法	情報公開コーナー(船橋市本庁舎11階行政資料室内)に備え付けの、又は市ホームページでダウンロードできる「保有個人情報開示請求書」に住所、氏名、電話番号、必要とする特定個人情報が記載されている公文書の名称(具体的な内容)など必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。 ※本人であることを証明する資料 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(写真付)、個人番号カード等。郵送による請求の場合は、運転免許証等を複写したもの及び開示請求を行う日前30日以内に取得した住民票が必要となる。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	船橋市健康福祉局福祉サービス部地域福祉課 〒273-0011 千葉県船橋市湊町2丁目10番18号 電話 047-436-2333
②対応方法	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年2月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

